める割合（第三項において「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築敷地の価額の見込額をもって敷地価額とする。

２～４　（略）

（地代の概算額）

第九十五条　法第二百五条第一項第十六号に掲げる防災施設建築敷地の地代の概算額は、第九十三条第一項の規定により定めた防災施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた防災施設建築敷地の地代の見込額とのうちいずれか多額のものを超えない範囲内において定めた額とする。

２　（略）

（縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更）

第九十七条　法第二百十六条第四項又は第五項の国土交通省令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二百五条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十一号又は第二十二号に掲げる事項の修正又は変更

二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更

三　（略）

（審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決を要しない権利変換計画の変更）

第九十八条　法第二百十七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二百五条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十一号又は第二十二号に掲げる事項の変更

二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十四号、第十九号又は第二十号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

（防災施設建築物の一部等の価額等の確定）

第百十条　（略）

２　法第二百四十七条第一項の規定による防災施設建築物の一部の家賃の額の確定は、第九十六条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、防災施設建築物の一部について賃借権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた賃借権の価額を当該賃借権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行うものとする。

（施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係るこの省令の適用についての読替規定等）

第百十七条　法第二百五十七条第一項の場合においては、第九十二条第一号及び第二号、第九十三条から第九十七条まで、第九十九条、第百九条、第百十条並びに第百十二条の規定は適用せず、第九十条第三号中「防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等」とあるのは「防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利」と、第九十二条第三号中「法第二百二十二条第一項ただし書の地代の概算額並びに法」とあるのは「法」と、第百二条中「基準日」とあるのは「法第二百五条第一項第十八号又は第十九号の価額を定める基準となった日」とする。

める割合（第三項において「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該防災施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該防災施設建築敷地の価額の見込額をもって敷地価額とする。

２～４　（略）

（地代の概算額）

第九十五条　法第二百五条第一項第十四号に掲げる防災施設建築敷地の地代の概算額は、第九十三条第一項の規定により定めた防災施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた防災施設建築敷地の地代の見込額とのうちいずれか多額のものを超えない範囲内において定めた額とする。

２　（略）

（縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更）

第九十七条　法第二百十六条第四項又は第五項の国土交通省令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二百五条第一項第二号、第七号、第十二号、第十九号又は第二十号に掲げる事項の修正又は変更

二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十七号又は第十八号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更

三　（略）

（審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決を要しない権利変換計画の変更）

第九十八条　法第二百十七条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二百五条第一項第二号、第七号、第十二号、第十九号又は第二十号に掲げる事項の変更

二　法第二百五条第一項第五号、第十号、第十七号又は第十八号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

（防災施設建築物の一部等の価額等の確定）

第百十条　（略）

２　法第二百四十七条第一項の規定による防災施設建築物の一部の家賃の額の確定は、第九十六条の規定の例により定めた標準家賃の月額から、防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者が施行地区内の建築物について有していた借家権の価額を当該借家権の残存期間、近隣の同類型の借家の取引慣行等を総合的に比較考量して施行者が定める期間で毎月均等に償却するものとして算定した償却額を控除して行うものとする。

（施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係るこの省令の適用についての読替規定等）

第百十七条　法第二百五十七条第一項の場合においては、第九十二条第一号及び第二号、第九十三条から第九十七条まで、第九十九条、第百九条、第百十条並びに第百十二条の規定は適用せず、第九十条第三号中「防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等」とあるのは「防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利」と、第九十二条第三号中「法第二百二十二条第一項ただし書の地代の概算額並びに法」とあるのは「法」と、第百二条中「基準日」とあるのは「法第二百五条第一項第十六号又は第十七号の価額を定める基準となった日」とする。